障害福祉についての法制度の拡充に関する請願

2018 年　　月　　日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

紹 介 議 員　　印

請 願 団 体　きょうされん
　住　所　東京都中野区中央 5-41-18　東京都生協連会館 4 F

請願人代表
　住　所

（他　　名）

請 願 趣 旨

第 193 回通常国会で成立した「地域包括ケアシステム強化法」は、介護保険と障害福祉等の事業を相乗りできる「共生型サービス」の創設を盛り込み、2018 年 4 月に実施されます。これは、「『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現」と銘打った政策の一環であり、その考え方は、介護や障害、そして生活困窮の問題を他人事とせずに「我が事」としてとらえ、タテ割り制度を超えて「丸ごと」のサービスにしようというものです。

しかし「我が事・丸ごと」政策の具体的内容は、介護や福祉の充実のために、住民による互助・共助の「助け合い」の優先を強調し、また、「共生型サービス」の名のもとで、「少ない人員で効率的なサービスの提供」という「生産性の向上」の考え方を、障害福祉分野に持ちこみ、人手不足を解消しようというものです。

そもそも介護・福祉分野の人手不足の問題は、「生産性の向上」や「効率性の追求」で解決することはできません。少子化による人口減少もありますが、その根本的原因は、介護・福祉分野の給与水準の低さと劣悪な労働条件にあります。いまこそ、介護や福祉の仕事の社会的な評価を高めるために、財政的な裏付けを手厚くすることが求められます。

さらに「共生型サービス」のもう一つのねらいは、障害福祉の基準を緩和し、介護保険分野で激増した営利企業を、障害福祉に大量参入させることです。いま各地で起きている、障害児・者支援事業所における、障害当事者不在の「事業者本位の運営」や、人権侵害といえる無責任な事業所閉鎖などは、障害のある人の人権保障の立場からではなく、「儲けること」のみを主目的とした心ない営利企業の参入が要因にあります。「共生型サービス」の実施は、この問題をさらに拡大させかねません。

障害者権利条約を批准したわが国の障害福祉に求められることは、無責任な「規制緩和」や「生産性の向上」ではありません。障害のない他の者との平等を基礎に、障害者自立支援法違憲訴訟の「基本合意」を遵守し、内閣府・障がい者制度改革推進会議の「骨格提言」を、公的な責任にもとづいて実現することです。以上を踏まえて、次の事項について請願します。

あたりまえに働きえらべるくらしを～障害者権利条約を地域のすみずみに～

障害者権利条約を地域のすみずみに

あたりまえに働きえらべるくらしを

きょうされん 第41次
国会請願署名・募金運動
全国キャンペーン
2017年12月～2018年4月

字：本多 俊哉

障害のある人びとを支える
制度づくりのための
署名・募金にご協力ください。

わたしたちも応援しています。

落合 恵子　竹下 景子　堤 未果

【きょうされんって？】
1977年に障害のある人びとの願いをもとに、16カ所の共同作業所によって結成されました。現在は、通所型事業所をはじめグループホーム、入所施設、相談支援センターなど、1850カ所を超える障害のある人たちを支援する事業所が会員となっています。わたしたちは、障害のある人びとのくらしをゆたかにするための制度の拡充を求め、活動を続けています。

ご協力いただいた署名・募金は、右記の取扱事業所や団体にお渡しいただくか、きょうされん事務局にお送りください。みなさまの思い、わたしたちの願いを込めた署名は、紹介議員を通じて国会に届けます。

いただきました募金は、本キャンペーンの資金、国会請願行動への参加費用、また当会の活動資金として、有効に活用させていただきます。

取扱事業所・団体名

■キャンペーン推進本部
きょうされん事務局　〒164-0011 東京都中野区中央 5-41-18 東京都生協連会館 4 F　TEL 03-5385-2223　FAX 03-5385-2299　E-mail：zenkoku@kyosaren.or.jp

障害者権利条約を批准した国にふさわしい、国の責任による障害福祉制度の充実を！

わたしたちが請願するのは以下の内容です

❶障害のある人の所得を保障し、生活を支援する制度の確立を！

国民の生きる権利を保障することは国の仕事です。国は、生きるために必要なものを自分の力で手に入れられない人には、それを無償で提供しなければなりません。多くの障害のある人が年収 122 万円以下で、貧困な生活を強いられており、結婚をせず親と一緒に暮らしています。それは障害のある人の収入が少ないことや、一人暮らしを支援する制度がないことが原因です。国の責任で、一人の市民として暮らすことができる所得保障と生活を支援する制度をつくってください。

＜障害のある人と国民一般の収入比較＞

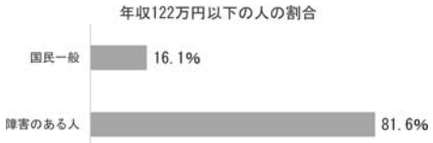

厚生労働省・平成 25 年国民生活基礎調査／きょうされん・障害のある人の地域生活実態調査 2016 年

❷深刻な職員不足の解決に向けて、報酬体系の抜本見直しを！

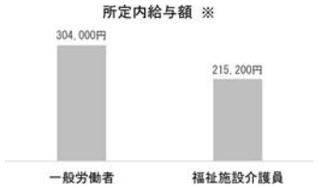

厚労省・平成 28 年賃金構造基本統計調査

国から事業所に払われる報酬が少ないことに加え、障害のある人が事業所に通えなかった日は、事業所に入るお金が減るという「日払い計算方式」により、事業所は厳しい運営を強いられています。そのため職員の給料の水準は低く、必要な正規職員を確保することが難しいのです。職員が長く仕事を続けられ、安定し・継続した支援ができるように、また若い人が福祉の仕事に関心を持てるように、給与水準を引き上げる報酬体系に見直してください。

※所定内給与額：税金などがひかれる前の金額で、手取りの金額ではありません。残業手当や宿直手当等は除かれています。

❸障害のある人が必要とする制度は原則無償に。介護保険優先原則は廃止を！

65 歳になると（障害によっては 40 歳から）、障害福祉と介護保険で同じような内容のサービスは、介護保険を優先して使わなければなりません。介護保険になると、障害福祉サービスを使っている時は無料だった人も利用料が生じたり、ホームヘルプの時間が短くなったりします。年齢に関係なくすべての障害のある人が、お金の心配や利用時間・回数の心配なく、本人の希望にそって障害福祉の制度を利用し、安心して老後を過ごせるように、国の責任で介護のしくみをつくってください。

❹安定して運営できる地域活動支援センターを！

全国に 3224 カ所ある（2013 年 3 月現在：きょうされん調査）地域活動支援センターの運営費は、国が示す標準額をもとにして市町村が決めています。支払われる運営費は、ほかの事業に比べてとても少ないうえに、市町村によって大きな金額の差があります。国の責任で、地域活動支援センターが安定した運営をできるようにしてください。

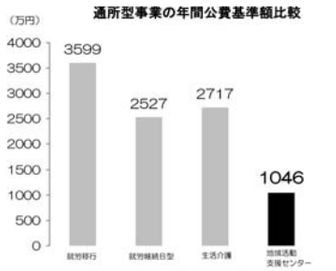

きょうされん・地域活動支援センター実態調査 2013 年

国内総生産（ＧＤＰ）に占める障害のある人の生活を支える支援にかける国の予算割合

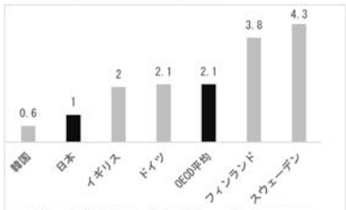

※35 の先進国が参加する OECD のデータ 2016 年発表

❺障害関連予算の配分率を先進国の平均値なみに！

日本政府が障害のある人の生活を支える支援にかける予算は、先進国といわれる OECD 諸国のなかでも低く、障害のある人がない人と同じように働き、くらすための制度はまだまだ不充分です。障害のある人の生活を支える支援のための予算を、少なくとも OECD 諸国の平均レベルまで引き上げてください。

ぜひ募金にご協力ください

募金
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円

請 願 項 目

1. 障害のある人が家族に依存することなく、自らが希望する自立した生活が送れるよう、所得を保障し、生活を支援する制度を確立してください。
2. 深刻な職員不足の解決に向けて、一般労働者の平均賃金より月 10 万円も少ない福祉職の給与を増額するよう、報酬体系を抜本的に見直してください。
3. 障害のある人が、65 歳を超えても必要とする制度を原則無償で使えるよう、障害者総合支援法の介護保険優先原則を廃止してください。
4. 地域活動支援センターについては、安定した運営ができるよう、国がその実情を把握し、国の責任で予算確保のための措置を講じてください。
5. 障害者権利条約でうたわれた『他の者との平等』の権利を保障できるよう、障害関連予算の配分率を先進国の平均値なみに引き上げてください。

氏　　名	住　　所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

■署名は鉛筆ではなく、ボールペンまたはサインペンでお願いします。
■住所は「同上」、「〃」は使わず、都道府県名から番地までご記入願います。
●請願署名のとりくみは、「個人情報の保護に関する法律」には抵触しません。
●署名用紙に記入された氏名・住所は、請願として国会に提出する目的以外に使用することはありません。